

## 第78回福島県入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日 時 令和2年12月1日(火) 午後1時30分～午後3時53分

(2) 場 所 杉妻会館 4階 牡丹

(3) 出席者

#### ア 委 員

伊藤宏(委員長)、市岡綾子、伊藤洋子、小堀健太、今野泰、島田マリ子、新城希子、高野宏之、高畠亮、藤健太

#### イ 県 側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹  
土木部次長、技術管理課長、建設産業室長、営繕課長、農林総務課主幹、農林技術課長  
教育庁財務課主幹兼副課長、警察本部会計課主幹兼次席

#### ウ 建設関係団体等

- (ア) 一般社団法人福島県建設業協会会長 外5名
- (イ) 福島県総合設備協会会長 外1名
- (ウ) 福島県建設専門工事業団体連合会会長 外2名
- (エ) 福島県土木建築調査設計団体協議会会長 外4名
- (オ) 個別事業者 1者

(4) 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 建設関係団体等からの意見聴取について

- ア 一般社団法人福島県建設業協会
- イ 福島県総合設備協会
- ウ 福島県建設専門工事業団体連合会
- エ 福島県土木建築調査設計団体協議会
- オ 個別事業者〈非公開〉

(2) 各委員の意見交換・その他

3 閉 会

## 2 発言内容

### 【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第78回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

それでは、議事につきまして、伊藤委員長、よろしくお願いします。

### 【伊藤委員長】

それではこれより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について協議したいと思います。

本日は、関係団体からの意見聴取が5件でございます。

建設関係団体については公開で行い、個別事業者については、会社経営に関する内容となることから、非公開で行いたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

それでは、事務局から一般社団法人福島県建設業協会をお呼びください。

(一般社団法人福島県建設業協会 着席)

### 【伊藤委員長】

それでは、一般社団法人福島県建設業協会様からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、10分程度で意見を述べてください。

なお、調査票は、前もって各委員にお配りしておりますので、ポイントとなる点を簡潔にお願いいたします。

その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いいたします。

また、本日の議事については、後日、県のホームページで公表することとさせていただきますので、予め御了承願います。

それではよろしくお願いします。

### 【福島県建設業協会 会長】

皆様の記憶に新しいところでは、今年の台風19号等で河川の災害、だいぶ県内に被害が出た時点で私たち建設業協会の会員が即座に対応しております。

台風だけではなく、日頃の大雨、土砂災害、これからの時期ですと除雪、地域を維持管理していく安全を担保する職業として、私たち建設業協会が各地域の会員に県土を守っていただいているのが現状です。

入札制度について、その辺のことも含めて意見等御審議いただければ、当会としてもありがたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

### 【福島県建設業協会 専務理事】

(「資料1」により説明)

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

**【入札監理課長】**

時間の関係もございますので、主な項目について、お答えさせていただきます。

まず、はじめに、1ページの「指名競争入札（地域の守り手育成型方式）について」でございますが、地域の守り手育成型企業の対象について、県の実績を有している企業としてほしいとのことでしたが、国、市町村でありましても、維持管理、若しくは台風等の際の災害対応を行っており、それは県民の安全安心を担うものであるということから、国・県・市町村の実績のある企業につきまして、対象としているところでございます。

次に、今年度から導入しました地域の守り手育成型方式では3,000万円未満の小規模工事を対象としておりますが、実際の指名に当たりましては、地域的特性のほか、公共調達の大前提である品質確保を図るため、工事の内容、規模、難易度を踏まえながら、総合的に判断して指名する制度となっております。

それから、建築工事に係る意見についてですが、農林水産部、土木部以外の1億円未満の工事についても、総合評価方式による発注を検討してまいりたいと考えております。

また、建築工事につきましては少ない発注件数だということであることから、企業の技術力や配置予定技術者の工事実績、成績についての評価期間の延長について、検討してまいりたいと思っております。

続きまして、9ページの最低制限価格の引き上げにつきましては、改めて主要工種について試算を行った結果、県の価格につきましては、国と同程度であること、昨年度の平均落札率が約95%であることから、早急な引き上げを要しないと考えております。

また、10ページの算定式の公表につきましては、最低制限価格、調査基準価格及びその算定式の公表について検討してまいります。

11ページの1者入札の件でございます。指名競争入札における1者入札につきましては、競争性が確保されていないということ、指名選考そのものに問題があることも十分考えられることから、中止の取り扱いとしております。

**【伊藤委員長】**

はい。ありがとうございます。

それでは委員の皆様から質問等があればお願いします。

**【高島委員】**

3点あります。

1点目は、資料の2ページに「県の除雪、維持補修業務の実績がない企業が受注した事例が散見されるが、これでは県の除雪や災害活動、維持管理業務を担う企業の受注環境の改善につながらない」とありますが、例えば、市、国の仕事で、業者数が少ない地域で会社に万が一があった場合、その除雪等はどこがやるのか、その仕事をとっていた会社ができるのか、そのような危惧

もいろいろなものがこの資料の中に入っていて、カラー資料の地域貢献評価型というおそらくタイトルも含めて、制度設計を見直してほしいという要望でよろしいでしょうか。

2点目は、7ページ、昨年と同じような質問がありました。建築の工事成績が過去4年以内ということで、発注の年間件数が公共の場合、数件しかないと言いました。

受注できない状況が続くと評価分がゼロになり大変困るというお話でした。実際にこの実績期間が消滅して、次の受注につなげられないという、現実的に困っている話があれば教えてください。

最後3点目です。10ページの算定式の公表について、全国で福島県のみが唯一非公表となっているという表現があります。本県のみ非公表の部分が仮に公表となった場合、基本的にほとんどの都道府県は中央公契連のモデルを使っていますが、貴協会としては、中央公契連モデル並みとか、独自の算定式とか何か具体的な希望はありますか。

#### 【福島県建設業協会 専務理事】

1点目でございます。地域の守り手育成型の制度設計を変えるのかという御質問だと思いますが、そこまでは考えておりません。

まず、守り手育成型という名前についてですが、守り手育成とは誰を育成するのか、県の実績のない企業を育成してまでやるのかということです。入札制度で企業を育成するというのは違うのではないかと思います。あくまでも入札制度というのは、現在の状況をきちんと評価することだと思っていますので、守り手育成型ではなくて地域貢献評価型ということで、市町村の実績しかない者が取って、県の貢献につながるのか。今、説明がありましたのは、国・県・市町村、平たく地域貢献しているという趣旨だと思いますが、国、市町村の入札制度においては、各主体の実績しか評価していないのです。県だけ国、市町村の実績を評価するということは、そもそも公平性をどう考えているのかと疑問を持ちます。そういう意味での要望でございます。

それから3点目の算定式の公表でございますが、このようにしてほしいということは、我々は言える立場にはありません。ただ、現在県は、失格基準は示しています。それ以下になると失格となることから、それ以上に上げようとする力学が働きます。ただ、調査基準価格自体が非公表ですから、それが公表になれば、低入札をしたくない企業はそれより必ず上に入れます。今は失格基準が示されていて、調査基準価格が示されていないため、低入札覚悟でも失格基準を上回ればよいという力学が働きます。従って、全体的として価格を下げる方向に働きます。

他県と同様、低入札価格調査基準価格の算定式を示してもらえれば、その価格以上に入れるわけです。そういう意味で公表してほしいと要望しているだけで、計算式をこうしてほしいというところまでは我々は言うておりません。

#### 【福島県建設業協会 副会長】

7ページ、評価期間の延長のお願いというのは、大変切実な問題であり、今の年数ですと、入札に一生懸命参加しても1度も落札できない。受注できなかった業者はあっという間に工事实績がゼロになってしまいます。

工事の施工能力の評価を受ける以前に、施工実績ゼロというのは評価外になってしまう。いくら頑張っても参加したいと思っても、対象とならないことになります。建築の場合、指名競争入札について、3,000万円まで採用していただきましたことに感謝を申し上げます。しかし、3,

000万円以下という金額は新築では該当しません。営繕修繕工事になってしまいます。そこで落札機会を設けることは、参加しても難しくなっております。事情を知らなければ金額を算定できません。ですから、引き続き指名競争入札の上限金額の検討を続けてもらえればありがたいと思います。

工事実績の評価期間は、表彰実績もそうですが、ぜひ延長していただきますようお願いいたします。先ほど、検討してまいりたいとのありがたい言葉を頂戴しましたが、ぜひこれは切実をお願いを申し上げます。

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。

この新しく導入した指名競争入札ですが、あくまでも試行的な導入です。実質8月からの工事が該当しますが、試行して、実績が出て、それを検証し、いろいろな問題を明らかにしつつ、それに対して改善をする。このような手続きを踏まざるを得ないと思いますので、ご要望については、それぞれ理解はできますけれども、もう少しお時間をいただかないと検証もできません。実は、今回のこの会議では、指名競争入札の検証をする予定でございますので、そこも含めてこの委員会でも検討させていただきたいと思います。

それでは以上をもちまして、一般社団法人福島県建設業協会様からの意見聴取を終わります。どうもありがとうございました。

(一般社団法人福島県建設業協会 退席)

**【伊藤委員長】**

それでは、事務局から福島県総合設備協会をお呼びください。

(福島県総合設備協会 着席)

それでは、福島県総合設備協会様からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、5分程度で意見を述べてください。

なお、調査票は、前もって各委員にお配りしておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、後日、県のホームページで公表することとさせていただきますので、予め御了承願います。

それでは、よろしくお願いいたします。

**【福島県総合設備協会 会長】**

(「資料2」により説明)

【伊藤委員長】

はい、ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

【入札監理課長】

時間の関係もございますので、主な項目につきましてお答えをさせていただきます。

1 ページ「指名競争入札（地域の守り手育成型）について」ですが、指名競争入札は、談合防止の観点から電子入札システムにより入札を行うこととしておりますので、現在、電子入札システムを導入してない部局への導入につきましては困難な状況でございます。

また、本方式により指名競争入札は、今年度から試行で実施しております。次年度に分析、検証を実施し、検討を行いたいと考えております。

それから、1 ページ下の「総合評価方式（評価項目・配点・評価基準）について」でございます。①の発注件数が少ない工事につきましては、企業の技術力、配置予定技術者の工事実績、成績について、評価期間の延長につきまして検討してまいります。

2 ページ、農林水産部と土木部以外の部局の1億円未満の工事につきまして、総合評価方式による発注を検討してまいりたいと考えております。

「最低制限価格及び低入札価格調査制度について」ですが、最低制限価格等の設定水準の引き上げにつきましては、主要工種を試算しました結果、県は国と同じ程度であるということ、昨年度の請負工事の平均落札率が約95%であるということから、早急な引き上げは要しないと考えております。

また、最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び算定式の公表につきましては、検討してまいります。

次に、3 ページ「応札環境について」でございます。②質問提出期間の延長につきましては、大規模工事などの際、入札参加者が設計図書を確認するために日数を考慮する必要があるときには、適時日数を増やすことなどの対応を検討してまいります。

「その他」についてですが、全ての入札を電子化することにつきましては、電子入札システムはセキュリティ対策の関係上、入札専用の端末が発注者ごとに必要になり、多額の費用がかかることから、これは困難でございます。

次に、電子閲覧システムにつきましては、企業の利便性、新型感染症対策の観点から、全庁的に電子閲覧システムに入札情報、発注種別、入札方式などを集約することで、検索しやすくなり、入札不知がなくなるよう、また、その設計図書の閲覧のために閲覧場所に出向くことのないような取り組みの準備を進めてまいりたいと考えております。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。それでは、各委員の皆様から御意見・質問等があればお願いします。

【伊藤（洋）委員】

2 ページ「最低制限価格及び低入札価格調査制度について」のその他意見として、低入札価格調査に該当した場合、可否の判断期間をできるだけ短縮していただきたいという要望がございま

すが、今現在、どの程度日数を要しているのか、また、その短縮したい場合、何日ぐらい短縮したいのか、お伺いしたいと思います。

【入札監理課長】

低入札価格調査につきましては、履行可能性の可否判断を慎重に行う必要があることから一定期間を要しており、実際には、書類の到着から合否の判断まで1週間から10日程度かかっているというのが実情でございます。

【伊藤委員長】

その上で、御要望があれば、お答えいただきたいのですが。

【福島県総合設備協会 会長】

はい。中にはその基準から少しずれたりする場合もあるのではないかと思います、そういう部分で協会員の中からこのようなお願いが出てきていると感じております。

【伊藤委員長】

1週間、10日ぐらいなら許容範囲であるということですか。

【福島県総合設備協会 会長】

はい。

【伊藤委員長】

わかりました。ありがとうございます。

【伊藤委員長】

ほか、委員の皆様からご質問ございましたらお願いいたします。

先程、前の団体が建設業協会様だったのですが、同じように指名競争入札につきましても要望がございますが、まだ始まったばかりでございまして、実績が出てそれを検証して問題があれば改善するというような手続をとらざるを得ないので、少し時間がかかると我々も思っております。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これで、福島県総合設備協会様からの意見聴取を終わります。

どうもありがとうございました。

(福島県総合設備協会 退席)

【伊藤委員長】

それでは、事務局から福島県建設専門工事業団体連合会をお呼びください。

(福島県建設専門工事業団体連合会 着席)

それでは、福島県建設専門工事業団体連合会様からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、5分程度で意見を述べてください。

なお、調査票は、前もって各委員にお配りしておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、後日、県のホームページで公表することとさせていただきますので、予め御了承願います。

それでは、よろしくをお願いします。

#### 【福島県建設専門工事業団体連合会 理事】

(「資料3」により説明)

#### 【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

#### 【入札監理課長】

時間の関係もございますので、主な項目について、お答えさせていただきます。

1 ページ「元請・下請関係適正化対策について」ですが、県発注工事につきましては、福島県元請・下請関係適正化指導要綱によりまして、元請業者に対し適正な価格での下請契約を締結するように求めているところでございます。つきましては、適正価格及び速やかな書面での変更契約について、元請業者への指導を発注者に要請してまいりたいと思っております。また、来月1月には直接元請下請業者から、10者程度になりますが、直接お話しを伺う下請状況実地調査を行う予定としており、元下関係の適正化に努めてまいります。

次に、1 ページ「社会保険加入対策について」でございます。これにつきましては元請業者が下請業者を選定するに当たっては、社会保険に加入していることが前提ということになります。今年の10月から、建設業許可の基準におきましても、社会保険の加入が義務づけられました。県といたしましても、建設業許可の有無にかかわらず、社会保険への加入を推進してまいります。

また、法定福利費を確保した適正な下請契約を取り交わし、支払いがなされるよう今後とも元請業者への指導を行ってまいります。

今後とも元下関係の適正化に御協力くださいますようよろしくお願いいたします。

入札監理課からは以上でございますが、この後土木部から説明がございます。

#### 【建設産業室長】

「その他」、建設キャリアアップシステムにつきまして何点か御要望いただきました。これにつきましては、制度自体が国土交通省、運営は財団法人建設業振興基金が担っておりますので、



登録方法などの改善につきましては、機会をとらえて県の方から伝えてまいりたいと考えております。

特定専門工事における主任技術者の配置の免除につきましては、他の業種にも拡大をとということでございますが、これも建設業法の中で規定されており、国土交通省が所管しておりますので、機会をとらえて国に伝えてまいりたいと考えております。

**【伊藤委員長】**

はい、ありがとうございます。何か追加がございますか。

**【福島県建設専門工事業団体連合会 理事】**

「元請・下請関係適正化対策について」の一つ前の話になるのですが、実は地元の県営住宅の改修工事が発注されましたが、一部我々下請から見ると、この会社が監理できるのかという、地元大手ではなくて、さほど実績のないところが受注されました。一般競争入札の中で、おそらくランクが適正だったので、入札ができたとは思いますが、下請の立場からしますと、しっかりした元請さんが受注して初めて、品質についても安全についても役割分担ができるのですが、元請さんとして監理が難しいところが受注されると、まさにこの元請・下請関係が適正とならないという状態に陥ってしまうので、しっかり監理できる元請さんだけが入札に参加できるように精査していただけるとありがたいと思います。

**【伊藤委員長】**

それでは委員の皆様から、御質問があればお願いします。

1 ページに工事作業条件など契約時との相違変更の際に、適正な追加契約を行うように要請するとありますが、工事作業条件が変更となっても書面による追加の契約が結ばれないケースは多々あるのですか。

**【福島県建設専門工事業団体連合会 理事】**

土木工事の場合は変更が多いのですが、建築工事の場合は比較的少ないように感じます。

**【伊藤委員長】**

その変更があったときに追加的に書面の契約をすることにはならない場合も結構あるのですか。

**【福島県建設専門工事業団体連合会 理事】**

元下での部分はあるのですが、おそらく、発注者と元請さんとで、設計変更等がしっかりしていない限りは、追加契約というのが土木に比べると建築は少ないと伺っています。

元下だけですと、何とかお願いしていただけたところと、これがそもそも発注者から出てないから難しいというケースとがあるように思います。

**【伊藤委員長】**

はい、ありがとうございました。

**【福島県建設専門工事業団体連合会 会長】**

土木の場合は、ある程度の知識でわかりますけど、これが当たり前だろうという感覚が建築には残っている。この働き方改革等によっていろいろな弊害が出てきています。悪い状況にあっても、今までの慣例だとそんなの常識だろうと言われてしまう。

法定福利費について、表面上は払ったようになっていますが、ところが我々は別項目にしていますけども、結局、総額で出すところが大半なので、今度県で何件か元請・下請の調査をされるのであれば、そこを見ていただくよう県にお願いしたい。

我々の所にはなかなかこの法定福利費が現実には来てない。名目上はありますが、現実的に発注される時は総額でいくらというところが大半なので、その辺もぜひお願いしたいと思います。

**【伊藤委員長】**

はい、ありがとうございます。

委員の皆様から何かございましたらお願いします。

**【島田委員】**

実際に発注した額について、元請から下請への割合は定めていないのですか。

**【入札監理課長】**

工事の大小もありますし、どれだけ下請を雇うかによっても変わってくるかと思います。

**【島田委員】**

そこについての物差しはないのでしょうか。

**【福島県建設専門工事業団体連合会 理事】**

昨年この部分は私どもの会長からお話させていただいたかと思いますが、工事をしている作業には保険が入りますが、材料には入らないわけです。

材料と工事が一緒に入っている場合は、比率が変わるので、本来だとこれだけ働いたらこれだけの保険をかけなければならないということが決まっていますが、その業種によっては単純に作業だけの工事もありますし、材料も含まれている工事もあるので、本当は、払った金額の内容を全部出していけば何をどう払ったかは出てくるはずですが、それが実は全部は出てきません。

そうすると、行政の方でもお困りだと思いますが、%でかけられるかということ、材料が入っていないとかけたら安くなり、材料が入っているところにかければ高くなるということで、結果としてはかけ切れない。

会社経営という形でやるのであれば本当は1から10まで全部その数字が何に使ったかは出せるはずなのですが、出ないのが現実なので、結果として、同じ業態でも出してくれるところと出してくれないところがございます。

今のお話は、法定福利費の部分で、御質問は、発注額のうちの下請分と元請分の割合ということですね。

設計書の中には直接工事費というものと、元請の経費というものがあるのですが、100%で受注されてないので。

元請としてかかる固定費と変動費がありますので、固定費は単純で掛ければ同じ数字が出ますが、結局入札した時、100でとれなくて95でとりましたという場合、その5%はどこが変動したのかということです。固定費は下げられないので、変動費を下げた時にそこに保険がかかっているか、かかっていないのかで、最終的に我々に支払われる金額も変わります。

例えば、100%保険がかかるところだったら、その部分に係る差が大きく出てきます。

**【島田委員】**

そのしわ寄せは意外とあるのですか。

**【福島県建設専門工事業団体連合会 理事】**

そうですね。意外とあります。

**【伊藤（洋）委員】**

社会保険に加入というのは、従業員を雇えば義務です。

今まで建設業界というのは、社会保険等に加入していないのが実態だったので、加入することが前提ということではなかったとは思っておりますが、そもそもの考え方として、従業員を雇えば社会保険に加入する義務があると思うのですが。

**【福島県建設専門工事業団体連合会 理事】**

もちろん、会社組織では今までも社会保険に加入していたのですが、職人さんの場合、会社形態ではなく、いわゆる1人親方で雇っていたところが非常に多く、そういう方達に対して会社としての社会保険ではなくて、国民健康保険に入っていたりということが多かったのです。発注金額が下がると、1人当たりの常用単価が下がってしまうので、そういう方達が払いきれないという事態が起こり、元々の単価が低過ぎるだろうということで、しっかり社会保険の部分は別にしましようということになって今があると理解しております。

**【伊藤委員長】**

はい、ありがとうございます。

それでは、お時間となりましたので、これで福島県建設専門工事業団体連合会様からの意見聴取を終わります。

**【福島県建設専門工事業団体連合会 会長】**

最後にひとつよろしいですか。

**【伊藤委員長】**

どうぞ。

**【福島県建設専門工事業団体連合会 会長】**

現在、コロナで建設業界は大変疲弊しております。県の工事であれば、ぜひ大手ではなく、地元を優先していただきたい。福島県の建設業を担っている方のために、地元でとれば我々のところでも受注できるということもありますので、その辺も最後に御配慮していただければありがたいと思います。

**【伊藤委員長】**

はい。それでは、終わりたいと思います。ありがとうございました。

(福島県建設専門工事業団体連合会 退席)

**【伊藤委員長】**

それでは、事務局から福島県土木建築調査設計団体協議会をお呼びください。

(福島県土木建築調査設計団体協議会 着席)

それでは、福島県土木建築調査設計団体協議会様からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、10分程度で意見を述べてください。

なお、調査票は、前もって各委員にお配りしておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、後日、県のホームページで公表させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、よろしくをお願いします。

**【福島県土木建築調査設計団体協議会 会長、副会長代理、理事、理事代理】**

当協議会は、土木建築工事にかかる調査設計委託業務の適正な契約と品質の確保を目的とし、県内の9団体が参加しております。

(「資料4」により説明)

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。それでは、事務局からお願いします。

**【入札監理課長】**

時間の関係もございますので、主な項目についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、1ページ「総合評価方式について」、新規卒業者雇用の場合の評価項目につきましては、担い手確保の観点から、検討してまいりたいと考えております。

次に、2ページ「電子入札・電子閲覧について」というところでございます。電子閲覧システムについては、現在、平日のみの利用で、土日も閲覧できるようにしてほしいとのことでございますが、延長につきましては困難でございます。平日の稼働中にPDF等でダウンロードしておいていただいて、それをご覧いただくというような対応をお願いしたいと考えております。

次に、すべての入札を電子化してほしいということでございますが、電子入札システムにつきましては、特別なセキュリティ対策が必要なシステムになっておりますので、入札専用の端末を発注者ごとに置く必要があります。県の場合、出先機関、県立学校すべてに置くことになりまして、多額の費用を要しますので、電子入札システムにつきましては、農林水産部、土木部及び県警本部だけで実施しているところでございます。

電子閲覧システムにつきましては、企業の利便性、コロナ対策ということもございますので、そういった観点から全庁的に、電子閲覧システムに入札情報を入れてもらい、集約することで検索しやすくなる、入札不知というものがなくなるよう、さらに、閲覧のために閲覧場所に出向かなくてもよくなるという、そういう取り組みの準備を進めてまいります。

それから、他管内の業者が入ってきているというお話がありました。これにつきましては、競争性を確保するという観点から、設計価格が1億円以上の場合につきましては原則15者以上、1億円未満の案件につきましては原則9者以上ということで運用をさせていただいているところであります。

4ページで最低制限価格のさらなる引き上げというお話がございました。最低制限価格につきましては、試算を行った結果、現在、国と同程度でございます。また、昨年度の平均落札率というのが約93%という状況でございますので、早急な引き上げを要しないと考えております。

ダンピング関係で、県内の各市町村にも積極的に指導してもらいたいというお話がございましたが、それにつきましては、国と一緒に県内の各市町村への周知について、引き続き機会をとらえて行ってまいりたいと考えております。

#### 【伊藤委員長】

それでは、委員の皆様から質問等があればお願いします。

5ページで、市町村によって入札制度がバラバラであるというお話があって、県として何らかの形で統一的な指導ができないかというお話がありましたが、私は、今、伊達市と会津若松市の同じような会議もやっておりますが、それぞれの市町村によって歴史、環境かがかなり異なっていて、すべての市町村を例えば県と同じような仕組みにするということは、簡単な話ではないという印象は受けております。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは時間となりましたので、これで福島県土木建築調査設計団体協議会様からの意見聴取を終わります。

どうもありがとうございました。

(福島県土木建築調査設計団体協議会 退席)

**【伊藤委員長】**

次の個別事業者からの意見聴取は、冒頭に申し上げたとおり非公開での審議となりますので、傍聴者及び報道機関の方は退席をお願いします。

公開での審議再開は、15時30分頃を予定しています。

よろしくお願いいたします。

(傍聴者等退席)

----- 《これより非公開審議》 -----

《非公開審議開始》

《非公開審議終了》

----- 《これより公開審議》 -----

**【伊藤委員長】**

次に、「各委員の意見交換」に移ります。どなたか発言する方はいらっしゃいますでしょうか。

**【小堀委員】**

先ほどの意見聴取の福島県建設専門工事業団体連合会の調査表の中で、元請の監理能力が不足している印象のところを受注されて、少し御苦労されているという御発言が気になりまして、もしかすると、今の入札制度の中で、少し的確性が十分でない企業が落札してしまったということ直接的にはおっしゃられた部分もあるのかなと思ったので、その辺、具体的にどういう改善が必要かどうかということが委員会としても情報が取ればいいなと思ったので、この後、元請と下請の調査をされるという話もありましたので、下請の方を中心に、何かお感じになられている部分や、具体的にどういったところで監理能力が不足していると感じる局面があるのか等、意見をヒアリングしていただければと思います。

**【入札監理課長】**

当該工事については、総合評価方式にて行ったものでございますが、総合評価方式には様々な項目があり、その中から一番点数が高い業者が落札するわけですが、マネジメント能力が高い業者、技術力が高い業者、いろいろな業者が入ってくる可能性は当然あります。それぞれケースはあるかと思いますが、監理能力が不足している業者というのは、本来はいないはずだとは思いますが、今後、元請下請調査を行いますので、その辺の下請のお話もお聞きしながら、後日結果について、ご報告させていただきます。

**【伊藤委員長】**

はい、ほかいかがでございましょうか。

#### 【新城委員】

2点ございます。

一つは福島県建設業協会の調査票8ページに、総合評価方式を本格導入して12年経過して、今まで評価項目について追加見直しがあり、さらに今回も追加してほしいというご要望もございました。

総合評価方式を導入した時の評価項目は、最初の基本的な項目は何から始まり、項目、点数も含めてどのように増えて今に至るのか、どのような議論を重ねて項目が追加されたのかということは私も知りたいところですし、一旦整理する必要があるのではないかと考えております。

もう1点は、工事の指名競争入札を始めたということは承知していましたが、いろいろと理解していなかったと、この調査票を拝見した時に思いました。例えば、12者以上を指名することとはどうしてなのかという素朴な疑問があり、もう少し詳しく教えていただきたいと考えております。

#### 【入札監理課長】

第1点目、評価項目がたくさんあり過ぎる、複雑になってきているということについては、今までの歴史が作った産物だと思います。このような評価も必要だと次第に重なり、最初は小さかったものが、膨大な数になってしまっている状況です。

私どもも、できるだけ総合評価については簡単にしたいと常々考えております。

ただ、歴史がつくったものを、これは要らない、これは残すっていうことも一つのやり方だとは思いますが、それにつきましても相当な力が必要になるので、ここは研究をさせていただきたいと思えます。事務局の考えの中には、できるだけ簡素化して複雑にしない、複雑があるから、指名競争ができたという経過もありますので、委員からの御指摘のとおりだとは思いますが、研究をさせていただければと思えます。

#### 【新城委員】

もちろん歴史があってこのようになったことについては、承知しております。

ただ、これに限らず仕事でも、システムでも、いろいろなものが何でも増えていくばかりなので、削ることだけではなくて、どこかでまとめられないか等、もちろんすぐにできるとは思いませんが、そういう視点から考えていく必要があるのではないかと思いました。

#### 【入札監理課長】

多方面から研究させていただきたいと思えます。

#### 【今野委員】

私は、行政に求められるのは、情報公開とそれに伴う説明責任だと思います。結果、透明性、公正性、平等であり、そういったものを裏づける一つの根拠になると思えます。

手続を簡便にすることによって、不透明性が高まったのでは、本末転倒ですし、かといってやみくもに増やすということでもないと思えます。

こういった制度そのものを県民の方が、そのシステムそのものを理解していく、当然そこには時間がかかると思えますし、単純に減らす増やすではなくて、どの水準であれば、県民の方々に

理解納得いただけるのか、そういうことをきちんとすべきで、そのことによって、県側のいわゆる説明責任をいかに高めていくのかということも必要だろうと私は思います。

**【伊藤委員長】**

入札制度に関して、県がやることを県内の市町村が見ています。新しい制度をつくる時に県の仕組みを参考に市町村がつくるという場合が結構多いです。入札制度もその地域の特性があるので、例えば総合評価の評価基準は、地域によって変わって然るべきだと思いますが、県に従っておけばいいという風潮があるようで、県が範を示すためにも、今までいわば増築改築を繰り返してきた評価なので、一度ゼロベースで今の時代本当に何が必要で、何が必ずしも必要ではないのか、棚卸しするというのも必要だという印象を持っております。

ほか、いかがでしょうか。

**【入札監理課長】**

先ほどの新城委員からの地域の守り手育成方式において、なぜ概ね12者以上指名するのかという御質問についてです。既に行っているのは、設計等の業務委託ですが、1億円以上の業務につきましては原則15者以上、1億円未満の業務につきましては、原則9者以上指名することが大前提になっております。

発注者側が9者そのものを選ぶと恣意性が発生する可能性がある。恣意性を排除するために、その上にさらに3者以上をプラスし、12者以上を選ぶこととしております。指名競争入札の選定経過としては、まず発注者側が12者以上を選び、その後、審査委員会でその業者について審査をし、結果として少なくとも9者以上を指名するようにしております。

**【伊藤委員長】**

はい、ありがとうございます。

**【高島委員】**

総合評価の評価項目の再構築は、私も必要だと思います。資料1の8ページに建設業本来の技術力という表現も載っています。本質的には、会社の技術力で勝負すべきという部分は普遍的なものだと思いますが、必要があってこの評価項目があるので、それを精査はしなければならないと思います。

ただ、同じ資料1の5ページに、前年の意見で見直しに至らなかった項目が①から⑧まで載っています。

先般の地域の守り手育成方式の受注偏りの軽減のためという観点からいくと、②番の企業の技術者数に応じた手持ち工事量の評価、協会自ら提案のこれによって偏りが軽減できるのであれば、まだ必要な項目であると思います。

毎年、この4団体と個別事業者、5者でたくさんの提言やご意見をいただいておりますが、資料1、5ページのように前年度要望して、見直しに至らなかった項目について、どうなっていますかということが出てくると、検証や経過報告、いただいた提言に対して、検討中、改正、未検討、できない等、何らかのアンサーを半年、1年の間に回答すべきではないかと思いました。



【伊藤委員長】

おっしゃるとおりだと思います。

すべての細かい項目についてやるということでは必ずしもなく、重要な項目について、検討した結果、できない、検討途上である、あるいは、このような改善ができましたというようなことを何らかの形で時期を見てお知らせするという義務は、行政サイドとしてあると思います。

お願いいたします。

ほか、いかがでございましょうか。

【高野委員】

電子閲覧システムについては、運用の見直しということで、全庁的に電子閲覧システムを導入することによって、誰でも見ることができるようになるという回答だったと思いますが、電子入札については、今は土木部、農林水産部等特定の部局に限定されている。全庁に拡大ということは、セキュリティやコストの問題で難しいというお話でしたが、中長期的に見た場合に、電子入札システムの全面的な導入は、検討課題として、俎上に上がっているのかということを確認したいのですが、いかがでしょうか。

【入札監理課長】

事務局としては、全庁に電子入札システムを導入すれば、入札事故が少なくなりますので、導入したいということは当然ありますが、予算の面や構想を練る状況にはなっていないというのが現状でございます。

【伊藤委員長】

ほか、いかがでございましょうか。

資料1の13ページにある意味、非常に重要な核心に迫る話を書いてありまして、「その他」に、透明性・競争性・公正性ということと、品質の確保ということと、行き過ぎた競争、ダンピングを排除することを、どういうレベルでバランスをとるかというのは非常に難しい問題だと思います。私も、完全競争で価格が安ければ何でもいいとは全く思っておりませんし、もちろんダンピングによって損してでも仕事を取る業者が出てくると、地元の弱小業者が全部排除されてしまうというようなこともあります。

ですから、特に、県や市町村という地域の入札制度というのは、単なる競争性だけではなくて、考慮しなければいけない様々な要素があり、そのバランスをどう保つかということは、おそらく協会の方の認識と行政サイド発注者の認識と我々委員のそれぞれの認識が少しずつずれている部分があると思います。

ただし、最低限考えなければならないのは、公共事業は、国民の税金によって賄っているから、当然、効果的効率的に使わなければならない。そして、何らかの形で不正が起こらないような仕組みにしなければならないということが最低限としてあって、その上で、品質を確保する、あるいはなるべく安くするというようなことを考えなければならない。

総合評価方式の評価基準がたくさんあって大変だということにもつながる話で、県として入札制度というものはどうあるべきかという哲学のようなものがあれば、それに基づいてシステムをつくればいいのでしょうか、そのような中心となる哲学、考え方、そのバランスのとり方のようなものが、きちりと確立されているのだろうかという気がします。

ですから、今回の指名競争入札を試行的に導入したというのも、これによるものなのかもしれないので、県の方でも、小手先の改善ではなくて、入札制度とは本来どうあるべきであるという根本をきちりと議論していただいたうえで、だからこうだということを示していただくと、より説得力があると思いました。

【伊藤委員長】

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、その他に移りますけれども委員の皆様から何かございますでしょうか。  
事務局から何かございますでしょうか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回委員会の抽出案件について、審議対象期間と抽出テーマ、抽出チームのご指名をお願いいたします。

【伊藤委員長】

先ほど先走って指名競争入札だということを言いましたけれども、事務局案がそういうことなので、事務局案でよろしいでしょうか。

(異議なし)

【入札監理課主幹兼副課長】

抽出テーマですが、今年度試行導入いたしました指名競争入札制度「地域の守り手育成型方式」としたいと思います。応札状況や、契約相手方の格付、完成した工事の品質といった観点からご審議いただきたいと考えております。抽出対象期間ですが、今年の9月までの契約案件ということにしたいと思います。

抽出委員でございますが、五十音順で高野委員、高島委員でいかがでしょうか。

【伊藤委員長】

ただいまの事務局案でよろしいでしょうか。

(異議なし)

【伊藤委員長】

それでは、本日の議事は、これで終了いたします。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

事務局から連絡でございます。

次回の委員会は1月下旬から2月中旬の開催を予定しております。お手元に日程調整表をお配りしましたので、御手数ですが、12月11日、来週金曜日までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

なお、資料5につきましては、事務局で回収しますのでお持ち帰りにならないよう、お願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「第78回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。